

(案)

ふくしま食の安全・安心対策プログラム (第2期)

1 策定の趣旨

本県においては、これまで平成14年に策定した「福島県食品の安全確保に係る基本方針」に基づくプログラムにより、食品の安全確保を図るため、食の安全に関わる社会情勢の激しい変化に対応できるよう、3年ごとに見直しを行いながら、各事業の着実な実施に努めてきたところではありますが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出により、本県における食品を取り巻く状況は大きく変化し、プログラムの計画的な実施も困難な状況となりました。

このことから、平成24年11月、食品中の放射性物質対策も踏まえた「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」と本プログラム(平成24年度から平成26年度までの3か年計画)を策定して、改めて食品の安全の確保と安心の実現に向けて取り組んでまいりましたが、本プログラムが平成26年度で終了したことから、食品のさらなる安全確保及び県民の食品に対する不安を解消するため、第2期プログラムを策定し、食品関連事業者、消費者及び行政が協働して、引き続き、生産から消費に至る一貫した食の安全・安心対策を推進することとします。

2 プログラムの性格

このプログラムは、「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」に沿って、基本施策である3本の柱を基に、県及び中核市が実施する食の安全・安心に関する各事業を体系化し、基本理念である「ふくしまにおける食の安全の確保と安心の実現」に向けて取り組む具体的な行動計画です。

3 プログラムの期間

プログラム(第2期)の期間は、平成27年度から平成29年度までの3カ年とします。

4 プログラムの進行管理

「ふくしま食の安全・安心推進会議」は、各種施策の進捗状況を把握するなど、プログラムの進行管理を行います。

また、消費者、生産者・製造者・流通業者、学識経験者で組織する「ふくしま食の安全・安心推進懇談会」における意見を施策に反映させます。

なお、食を取り巻く情勢の変化や制度改正等により、目標の修正や新たな取り組みなどが必要な場合は、本プログラムの見直しを行います。

5 プログラムの体系

基本施策 1 生産から消費に至る食の安全を確保します。

(1) 安全な食品の生産と供給

ア 安全な農林水産物の生産と供給

		頁
① 農薬適正使用の推進(防除履歴の確認)	【環境保全農業課】	・・・ 8
② 食の安全・安心の推進 (GAPの推進)	【環境保全農業課】	・・・ 8
③ 「環境と共生する農業」の啓発	【環境保全農業課】	・・・ 8
④ 有機栽培等の推進	【環境保全農業課】	・・・ 9
⑤ 死亡牛のBSE検査の推進	【畜産課】	・・・ 9
⑥ 安全・安心きのか栽培の推進	【林業振興課】	・・・ 9
⑦ 元気な産地づくり推進事業	【園芸課】	・・・ 9

イ 安全な食品の製造加工

① 食品製造・加工に関する技術相談	【産業創出課】	・・・ 10
② 食品の高度衛生管理 (HACCP) の推進		・・・ 10
	【食品生活衛生課・中核市】	
③ 飲料水関係施設の衛生確保	【食品生活衛生課・中核市】	・・・ 10

(2) 生産から消費に至る監視・指導の強化

ア 生産段階における監視・指導の強化

① 農薬適正使用の推進(啓発・指導)	【環境保全農業課】	・・・ 11
② 県産米のカドミウム対策	【水田畑作課】	・・・ 11
③ 魚類防疫指導	【水産課】	・・・ 11
④ 貝毒検査指導	【水産課】	・・・ 11
⑤ 水産物産地市場衛生管理指導	【水産課】	・・・ 11
⑥ 動物薬事監視・指導	【畜産課】	・・・ 11
⑦ 飼料の安全確保強化の指導	【畜産課】	・・・ 12

イ 製造・加工段階における監視・指導の強化

頁

- | | | |
|-------------------|---------------|-------|
| ① 食品製造施設の監視・指導 | 【食品生活衛生課・中核市】 | ・・・12 |
| ② 食中毒の予防対策 | 【食品生活衛生課・中核市】 | ・・・13 |
| ③ 県特産食品製造施設の監視・指導 | 【食品生活衛生課・中核市】 | ・・・13 |
| ④ 特定給食施設管理事業 | 【健康増進課】 | ・・・13 |
| ⑤ 集団給食施設の監視・指導 | 【食品生活衛生課・中核市】 | ・・・13 |
| ⑥ 学校給食施設衛生管理指導 | 【健康教育課】 | ・・・13 |

ウ 流通・販売段階における監視・指導の強化

- | | | |
|-----------------------------|---------------|-------|
| ① 市場・大型小売店等の食品調理・販売施設の監視・指導 | 【食品生活衛生課・中核市】 | ・・・13 |
| ② 卸売市場の品質管理指導 | 【農産物流通課】 | ・・・13 |
| ③ 米トレーサビリティ法に基づく監視・指導 | 【環境保全農業課】 | ・・・13 |

エ 輸入食品に対する監視・指導の強化

- | | | |
|---------------------------|---------------|-------|
| ① 市場・大型小売店等における輸入食品の監視・指導 | 【食品生活衛生課・中核市】 | ・・・14 |
|---------------------------|---------------|-------|

(3) 食品表示の適正化の推進

- | | | |
|----------------------------|---------------|-------|
| ① 食品の製造施設及び食品調理・販売施設の監視・指導 | 【食品生活衛生課・中核市】 | ・・・15 |
| ② 適正表示推進者養成講習会 | 【郡山市】 | ・・・15 |
| ③ 食品表示の適正化指導（製造段階） | 【環境保全農業課】 | ・・・15 |
| ④ 食品表示の適正化指導（流通販売段階） | 【環境保全農業課】 | ・・・15 |
| ⑤ 表示等適正化事業 | 【消費生活課】 | ・・・16 |
| ⑥ 表示制度の徹底、相談・普及 | 【健康増進課】 | ・・・16 |

(4) 食の安全を確保するための検査体制の充実

		頁
① 福島県試験検査精度管理	【薬務課】	・・・17
② 食品検査G L Pの実施	【薬務課】	・・・17
③ 学校給食の自主点検の実施	【健康教育課】	・・・17
④ 学校給食食材の定期点検	【健康教育課】	・・・17
⑤ 食品の病原微生物・有害化学物質の検査		・・・17
	【食品生活衛生課・中核市】	
⑥ 畜水産食品中の抗生物質等モニタリング検査		・・・17
	【食品生活衛生課・中核市】	
⑦ 食品中の残留農薬検査	【食品生活衛生課・中核市】	・・・18
⑧ 食品添加物の適正使用取締り	【食品生活衛生課・中核市】	・・・18
⑨ 食品等の腸管出血性大腸菌汚染実態調査		・・・18
	【食品生活衛生課・中核市】	
⑩ 遺伝子組換え食品の検査	【食品生活衛生課】	・・・18
⑪ 食肉衛生検査	【食品生活衛生課・郡山市】	・・・18
⑫ と畜場における病原微生物等モニタリング検査		・・・18
	【食品生活衛生課・郡山市】	
⑬ T S Eスクリーニング検査	【食品生活衛生課・郡山市】	・・・19
⑭ 食鳥処理場における病原微生物等モニタリング検査		・・・19
	【食品生活衛生課】	
⑮ と畜・食鳥処理場における動物用医薬品等モニタリング検査		・・・19
	【食品生活衛生課・郡山市】	

(5) 食の安全に関する調査研究の推進

① 化学物質発生源の周辺環境調査	【水・大気環境課】	・・・20
② 化学物質使用量等の実態調査	【水・大気環境課】	・・・20
③ ダイオキシン類の環境モニタリング調査	【水・大気環境課】	・・・20

**基本施策 2 行政、食品関連事業者及び消費者の情報共有と
相互理解を図り、信頼関係を構築し食の安心を実現します。**

(1) 食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進

	頁
① 消費者への教育 【消費生活課】	・・・ 21
② 消費生活苦情処理体制の整備 【消費生活課】	・・・ 21
③ わかりやすい表示の相談・普及 【健康増進課】	・・・ 21
④ 山菜・きのこによる食中毒防止等の啓発活動 【林業振興課】	・・・ 21
⑤ ファックスネットワーク事業 【郡山市】	・・・ 22
⑥ 食品衛生ミニ情報事業 【郡山市】	・・・ 22
⑦ 食中毒防止ポスターコンクール及びカレンダーの作成配布 【郡山市】	・・・ 22
⑧ 食品衛生講習会の実施 【食品生活衛生課・中核市】	・・・ 22

(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進

① 食の安全・安心に関わる消費者・事業者・行政の懇談会の開催 【食品生活衛生課】	・・・ 23
② 郡山市食育推進協議会における情報、意見交換 【郡山市】	・・・ 23
③ 食の安全に関するフォーラム等の開催 【いわき市】	・・・ 23
④ ～食のこども探検隊～（一日食品衛生監視員体験）の開催 【いわき市】	・・・ 23
⑤ ジュニア食品安全ゼミナール 【郡山市】	・・・ 23

(3) 食の安全に関する県民の意見の施策への反映

① ふくしま食の安全・安心推進懇談会の開催 【ふくしま食の安全・安心推進会議（関係各課・中核市）】	・・・ 24
--	--------

(4) 食育の推進

① 市町村食育推進計画作成の促進 【健康増進課】	・・・ 25
② 健康に配慮した食環境整備の推進 【健康増進課】	・・・ 25

**基本施策3 食品中の放射性物質対策に取り組み、
より一層の食の安全・安心を確保します。**



(1) 安全な食品の生産に向けた放射性物質対策

	頁
① 食の安全・安心の推進（GAPの推進）《再掲》【環境保全農業課】	・・・26
② 安全・安心きのみ栽培の推進《再掲》 【林業振興課】	・・・26
③ ふくしま恵み安全・安心推進事業	・・・27
【環境保全農業課、農産物流通課、水田畑作課、園芸課】	
④ 食品製造施設の監視・指導《再掲》 【食品生活衛生課・中核市】	・・・27

(2) 食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信

① 農林水産物等緊急時モニタリング事業	・・・28
【環境保全農業課、水田畑作課、園芸課、畜産課、水産課、林業振興課】	
② 米の放射性物質全量全袋検査	【水田畑作課】 ・・・29
③ 肉用牛の放射性物質全頭検査	【畜産課】 ・・・30
④ 豚肉等の放射性物質検査（出荷前の行政検査）	【郡山市】 ・・・31
⑤ 野生動物の放射性物質モニタリング調査事業	【自然保護課】 ・・・31
⑥ 加工食品等の放射性物質検査（出荷前・流通販売段階の行政検査）	・・・31
【食品生活衛生課・中核市】	
⑦ 加工食品の放射能測定事業（事業者の自主検査）	【産業創出課】 ・・・32
⑧ 商工業者のための放射能検査支援事業（事業者の自主検査）	・・・32
【産業創出課】	
⑨ 自家消費野菜等放射能検査事業	【消費生活課】 ・・・32
⑩ 学校給食用食材の放射性物質検査	【健康教育課】 ・・・33
⑪ 学校給食放射性物質モニタリング事業	【健康教育課】 ・・・33
⑫ 日常食の放射性物質モニタリング調査	【放射線監視室】 ・・・33

(3) 飲用水の放射性物質検査と測定結果の情報発信

	頁
① 水道水の放射性物質モニタリング検査 【食品生活衛生課】	. . . 35
② 飲用井戸水等の放射性物質モニタリング検査 【食品生活衛生課・中核市】	. . . 35

(4) 食品中の放射性物質対策に伴う情報共有とリスクコミュニケーションの促進

① 食の安全・安心アカデミーの開催 【消費生活課】	. . . 36
② 食品等の放射能に関する説明会(リスクコミュニケーション) 【消費生活課】	. . . 36
③ ふくしま恵み安全・安心推進事業 《再掲》 【環境保全農業課、農産物流通課、水田畑作課、園芸課】	. . . 37
④ 飲用井戸水等の安全利用のための普及啓発【食品生活衛生課】	. . . 37
⑤ 「ふくしま新発売。」農林水産物モニタリング情報 【農産物流通課・食品生活衛生課】	. . . 37
⑥ 山菜・きのこによる食中毒防止等の啓発活動《再掲》 【林業振興課】	. . . 38
⑦ 食品衛生講習会の実施《再掲》 【食品生活衛生課・中核市】	. . . 38
⑧ 食の安全・安心に関わる消費者・事業者・行政の 懇談会等の開催 《再掲》 【食品生活衛生課】	. . . 38
⑨ 食の安全に関するフォーラム等の開催 《再掲》 【いわき市】	. . . 39
⑩ ふくしま食の安全・安心推進懇談会の開催 《再掲》 【ふくしま食の安全・安心推進会議（関係各課・中核市）】	. . . 39

(5) 食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進

① 加工食品の放射性物質測定に関する調査 【食品生活衛生課・薬務課】	. . . 40
② 放射性物質除去・低減技術開発事業 【農業振興課】	. . . 40

6 事業・取組の概要及び目標

基本施策1 生産から消費に至る食の安全を確保します。

(1) 安全な食品の生産と供給

食品の安全性を確保するためには、生産者や製造加工者自らが食の安全に関する理解を深め、自主的に取り組むことが必要であることから、その取組を促進して、安全な食品の生産と供給を図ります。

ア 安全な農林水産物の生産と供給

生産者自ら実施する栽培管理や衛生管理等に関する技術の普及を図り、生産者の自主的な取組を促進して、安全な農林水産物の生産と供給を図ります。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ GAP（農業生産工程管理）取組産地数	166産地（26年度実績）	⇒ 186産地
○ 有機栽培・特別栽培面積（水稲）	3,656ha（26年度実績）	⇒ 5,000ha

【具体的な取組み】

① 農薬適正使用の推進（防除履歴の確認）

[環境保全農業課]

農産物の生産段階での農薬散布履歴の記帳はもとより、JA等生産団体が農産物出荷前に農薬使用履歴をチェックする体制を整備するようにしています。

② 食の安全・安心の推進（GAPの推進）

[環境保全農業課]

県産農産物の生産段階における安全確保に向け、GAP（農業生産工程管理）の推進導入を図ります。

GAPとは？

GAPは、Good Agricultural Practiceの略で、日本語では「農業生産工程管理」と訳され、「ギャップ」と読みます。

農産物の生産から出荷に至るすべての農作業の工程で、人の健康に悪影響を及ぼすような危害が発生しないように、安全性などをチェックし、管理する手法のことです。

また、この手法により環境の保全や農産物の品質向上、労働者の安全確保にも役立ちます。



③ 「環境と共生する農業」の啓発

[環境保全農業課]

たい肥等を活用した土づくりや化学農薬・肥料の削減を一体に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進し、これらの技術を導入する「エコファーマー」を育成することにより環境と共生した農業を積極的に普及します。

④ 有機栽培等の推進

[環境保全農業課]

有機栽培・特別栽培による産地づくりを進めるため、有機栽培・特別栽培に関する農業者、消費者、流通関係者、行政機関等の関心と理解の促進に努めます。

有機栽培とは？

有機栽培とは農地の自然循環機能の維持増進を図って、化学農薬、化学肥料に頼らずに作物を栽培する方法です。やむを得ない場合に限って、有機JAS規格に規定された資材を使って栽培することができます。また、有機農作物を販売する場合は、認定機関による認証が必要です。認定には有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）が適用されます。

特別栽培とは？

特別栽培は県が定めた、地域別に、一般栽培における農薬の成分ごとの散布回数と化学肥料の量を半分以下にして栽培する方法です。この場合、生産の過程で使用した農薬を明記して表示することが求められます。

⑤ 死亡牛のBSE検査の推進

[畜産課]

畜産物の安全性を確保するため、「牛海綿状脳症対策特別措置法」の規定に基づき、死亡牛についてBSE（牛海綿状脳症）検査を実施するとともに、BSEの原因究明を行います。

BSEとは？

BSEとは、Bovine Spongiform Encephalopathyの略で、異常プリオン（タンパク質）により、牛の脳の組織が海綿状（スポンジ状）になる牛海綿状脳症という牛の病気のことです。この病気は、昭和61年に英国で発見され、世界各地に広がり、我が国では、平成13年9月に初めて確認されました。農場で飼育されている牛が食肉になる際には、「牛海綿状脳症対策特別措置法」及び「と畜場法」に基づき、BSE（スクリーニング）検査が実施されていますが、農場で病気や事故等により、死亡した牛についても、平成16年4月より「牛海綿状脳症対策特別措置法」に基づき、24ヶ月齢以上の全ての死亡牛についてBSE検査が行われております。（平成27年4月から、検査対象対象月齢が48ヶ月齢となっています。）

この検査結果は、BSEの汚染状況を把握するとともに、そのまん延防止対策や新たな発生の予防対策に用いられます。また、死亡牛については、その全てが廃棄物として処分され、決して食用や飼料用等に回ることはありません。

⑥ 安全・安心きのか栽培の推進

[林業振興課]

安全・安心なきのか栽培を推進するため、放射性物質対策を盛り込んだ福島県安心きのか栽培マニュアルに基づく栽培方法の指導を実施します。

⑦ 元気な産地づくり推進事業

[園芸課]

県及び関係団体で構成する新たなふくしまの未来を拓く園芸振興プロジェクトにおいて、安全・安心の確保と販売対策強化の取組を推進するとともに、県オリジナル品種の全県的な普及・拡大を図り、「ふくしまの恵みイレブン」の主力品種として、栽培面積、出荷量の早期拡大を図ります。

イ 安全な食品の製造加工

安全な食品の製造加工のために、衛生管理等に関する技術の普及を図り、製造加工者の自主的な取組を促進します。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ HACCP承認施設における不良食品発生件数	0件(26年度実績)	⇒ 0件

【具体的な取組み】

① 食品製造・加工に関する技術相談

[産業創出課]

多様化する消費者ニーズに対応して食品加工の現場で生じる様々な技術的課題に対し、適切なアドバイスを行います。

② 食品の高度衛生管理(HACCP)の推進

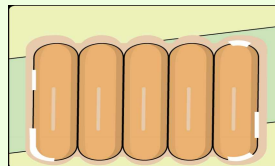
[食品生活衛生課・中核市]

食品製造施設において、高度衛生管理(HACCP)導入施設に対し、専門的な監視・指導等を実施し、当該施設で製造される食品の安全確保を図ります。

HACCPとは？

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生する恐れのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析(Hazard Analysis)し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点(Critical Control Point)を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法のことです。

このHACCP手法の考え方を取り入れた食品の製造過程(総合衛生管理製造過程)は、平成7年、食品衛生法の改正により営業者の任意の申請による厚生労働大臣の承認制度として創設されました。



③ 飲料水関係施設の衛生確保

[食品生活衛生課・中核市]

飲料水及び食品の製造に使用する原材料や器具・機材等の洗浄水として供給される水道水等の安全を確保するため、水道施設や井戸水源等の適正な管理について、指導・助言を行います。

(2) 生産から消費に至る監視・指導の強化

食品の安全性を確保するため、生産から消費に至る各段階において、これに関わる生産者、食品関連事業者に対する監視・指導を行います。

ア 生産段階における監視・指導の強化

生産者に対して、農薬、動物用医薬品等の適正使用に関する助言指導など、安全な農林水産物の生産に向けた安全管理の指導を強化します。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ 食品衛生法に基づく検査での残留農薬違反件数	0件(26年度実績)	⇒ 0件
○ 養殖出荷魚の残留薬品の検出回数	0件(26年度実績)	⇒ 0件
○ 毒化貝類の出荷件数	0件(26年度実績)	⇒ 0件
○ 動物用医薬品の製造・販売業者の適法状況割合	100%(26年度実績)	⇒ 100%

【具体的な取組み】

① 農薬適正使用の推進(啓発・指導)

[環境保全農業課]

福島県農薬適正使用推進方針に基づき、全県的には福島県農薬適正使用推進会議、農林事務所単位で地方農薬適正使用推進会議を設置して、農業者、関係団体等に農薬の適正使用を推進していきます。

② 県産米のカドミウム対策

[水田畑作課]

米のカドミウム濃度が基準値(0.4ppm未満)を超えないための営農対策を行います。栽培管理・土壌管理(土壌改良資材の施用)等の営農指導、客土及び転作誘導を指導します。

③ 魚類防疫指導

[水産課]

内水面水産試験場実施の講習会・巡回指導を通じて、県内養殖業者に対し水産用医薬品等の使用が適正にされるよう指導を行い、養殖水産物の安全を確保します。

④ 貝毒検査指導

[水産課]

生産段階での貝類の安全性を確保するため貝毒の検査を実施し、毒化貝類の出荷を防止します。

⑤ 水産物産地市場衛生管理指導

[水産課]

安全な水産物を出荷するため、産地市場関係者に対して様々な機会を利用し、衛生管理の徹底を図ります。

⑥ 動物薬事監視・指導

[畜産課]

動物用医薬品の適正流通を図り、畜産物の安全性を確保するため、県内の動物用医薬品等製造業者及び販売業者に対し、動物用医薬品の適正販売等監視・指導のための立入検査を実施します。

動物用医薬品とは？

農場などにおいて飼育されている牛、豚、鶏などの畜産動物や養殖魚に対して、病気の治療や予防のために使用される抗生物質や寄生虫駆除剤等の薬品のことです。

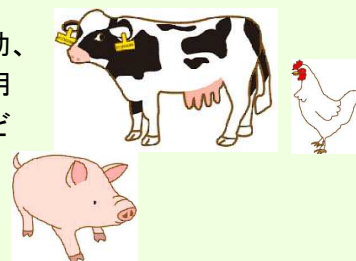
⑦ 飼料の安全確保強化の指導

[畜産課]

飼料及び飼料添加物の安全性を確保するため、県内の飼料製造及び販売者に対し、飼料及び飼料添加物の製造販売の安全性に係る立入検査を実施します。

飼料添加物とは？

飼料の品質低下の防止、飼料の栄養補助、飼料が含有している栄養成分の有効な利用促進を目的として、飼料に添加、混和などさせている薬剤や栄養素のことです。



イ 製造・加工段階における監視・指導の強化

食品の製造・加工施設及び大規模調理施設等に対する監視・指導を強化し、不良食品や食中毒防止対策の徹底を図ります。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ 食品製造施設に起因する不良食品発生件数	42件(26年度実績)	⇒ 21件以下
○ 食品営業施設・給食施設での食中毒発生件数	11件(26年度実績)	⇒ 6件以下

【具体的な取組み】

① 食品製造施設の監視・指導

[食品生活衛生課・中核市]

福島県、郡山市及びいわき市は、それぞれが策定した「食品衛生監視指導計画」に基づき、衛生的な施設管理が図られるよう、食品製造施設の監視・指導を実施し、不良食品の製造を防止します。

「食品衛生監視指導計画」とは？

食品衛生法第24条の規定により、都道府県知事、保健所を設置する市長などは、毎年度、翌年度の当該自治体が行う監視指導の実施に関する計画を定めることとされており、この計画が「食品衛生監視指導計画」です。

この計画には、以下のことが定められています。

- 1) 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
- 2) 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- 3) 隣接する自治体等その他関係行政機関との連携の確保に関する事項
- 4) その他監視指導の実施のために必要な事項

② 食中毒の防止対策 [食品生活衛生課・中核市]

旅館、仕出し屋、弁当屋等の大量調理施設の監視、食品の検査、衛生講習会等により、食中毒発生の未然防止を図ります。また、食中毒発生時において、迅速かつ確かな調査を実施し発生原因及び原因施設を特定するとともに再発防止を指導します。

③ 県特産食品製造施設の監視・指導 [食品生活衛生課・中核市]

県特産食品における不良食品が市場等へ出荷、流通販売されないよう、県内各地の特産食品製造施設を監視・指導するとともに、製造者を対象に衛生講習会を実施します。

④ 特定給食施設管理事業 [健康増進課]

健康増進法に基づく給食施設の指導を実施することにより、給食の栄養状況の改善を図ります。

⑤ 集団給食施設の監視・指導 [食品生活衛生課・中核市]

学校給食施設、保育所、社会福祉施設、病院等の給食施設の立入検査を実施し、安全な給食の提供が図られるよう、衛生指導を行います。

また、学校給食に関わる納入業者についても、関係部局・機関等と連携を図り、衛生指導を行います。

⑥ 学校給食施設衛生管理指導 [健康教育課]

学校給食施設を訪問し、「学校給食実施基準」や「学校給食衛生管理基準」の遵守状況について指導・助言を行います。

ウ 流通・販売段階における監視・指導の強化

卸売市場や大規模小売店等の食品販売施設における監視・指導を強化し、食品の衛生管理の徹底を図ります。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○食品の流通販売施設に起因する不良食品発生件数	16件(26年度実績)	⇒ 8件以下

【具体的な取組み】

① 市場・大型小売店等の食品調理・販売施設の監視・指導 [食品生活衛生課・中核市]

食品の取扱い量の多い市場、大型小売店（調理部門を含む）及び仕出し・弁当屋において、衛生的な食品の取扱い、適正な食品の保存方法及び表示の実施について監視・指導を実施し、不良食品を排除します。

② 卸売市場の品質管理指導 [農産物流通課]

食品を安全に流通させるため、地方（その他）卸売市場の開設者をはじめとする関係者に対し意識啓発セミナーを開催します。

③ 米トレーサビリティ法に基づく監視・指導 [環境保全農業課]

集荷業者、米穀卸業者、小売業者及び外食店等に対する巡回調査等を実施し、適正な米穀流通に向けた指導・啓発等を行います。

エ 輸入食品に対する監視・指導の強化

輸入食品の流通状況等の正確な情報収集を実施するとともに、輸入食品の流通・販売施設及び輸入食品を原料とする食品製造施設等の監視・指導を強化します。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ 輸入食品での不良食品発生件数	0件(26年度実績)	⇒ 0件

【具体的な取組み】

① 市場・大型小売店等における輸入食品の監視・指導 [食品生活衛生課・中核市]

輸入食品の取扱い量が多く流通販売の拠点となる市場及び大型小売店の監視・指導を実施し、輸入違反食品を排除します。また、食品製造施設の監視時において、輸入食品を原材料として使用している実態が確認された場合は、当該輸入食品の表示等を調査し、違反食品の使用を未然に防止します。

(3) 食品表示の適正化の推進

生産、製造・加工及び流通販売施設での食品表示の確認検査等を実施し、関係法令に基づいた適正な表示の指導を強化します。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ 食品表示法に基づく表示不良食品の発生件数	57件(26年度実績) ⇒	28件以下

【具体的な取組み】

① 食品の製造施設及び食品調理・販売施設の監視・指導 [食品生活衛生課・中核市]

食品製造施設及び食品調理・販売施設に対し、立入調査を行い、食品の製造工程において、適正な表示がなされているか、また、食品の調理・販売施設において、適正に表示された食品が販売されているか、食品関連事業者等に対して、HACCP(危害分析・重要管理点)方式の衛生管理を取り入れた衛生管理について助言・指導を行い、製造から流通販売までの段階における適正な食品表示の徹底を図っていきます。

② 適正表示推進者養成講習会 [郡山市]

関係機関(東北農政局福島地域センター、福島県県中農林事務所、福島県県中地方振興局)と連携し、加工食品の適正な表示を推進する中心的人材を養成する講習会を開催します。

③ 食品表示の適正化指導(製造段階) [環境保全農業課]

適正な食品表示を推進するため、県内の食品加工業者に対して、食品表示法に基づく調査等を実施し食品の適正表示を指導します。

④ 食品表示の適正化指導(流通販売段階) [環境保全農業課]

適正な食品表示を推進するため、県内の生鮮食品業者に対して、食品表示法に基づく調査等を実施し、食品の適正表示を推進します。

食品表示法とは?

国(内閣府消費者庁)は、平成23年9月から平成24年8月にかけて「食品表示一元化検討会」を開催し、食品表示に関する一元的な法律の制定に向けて検討を行ってきました。

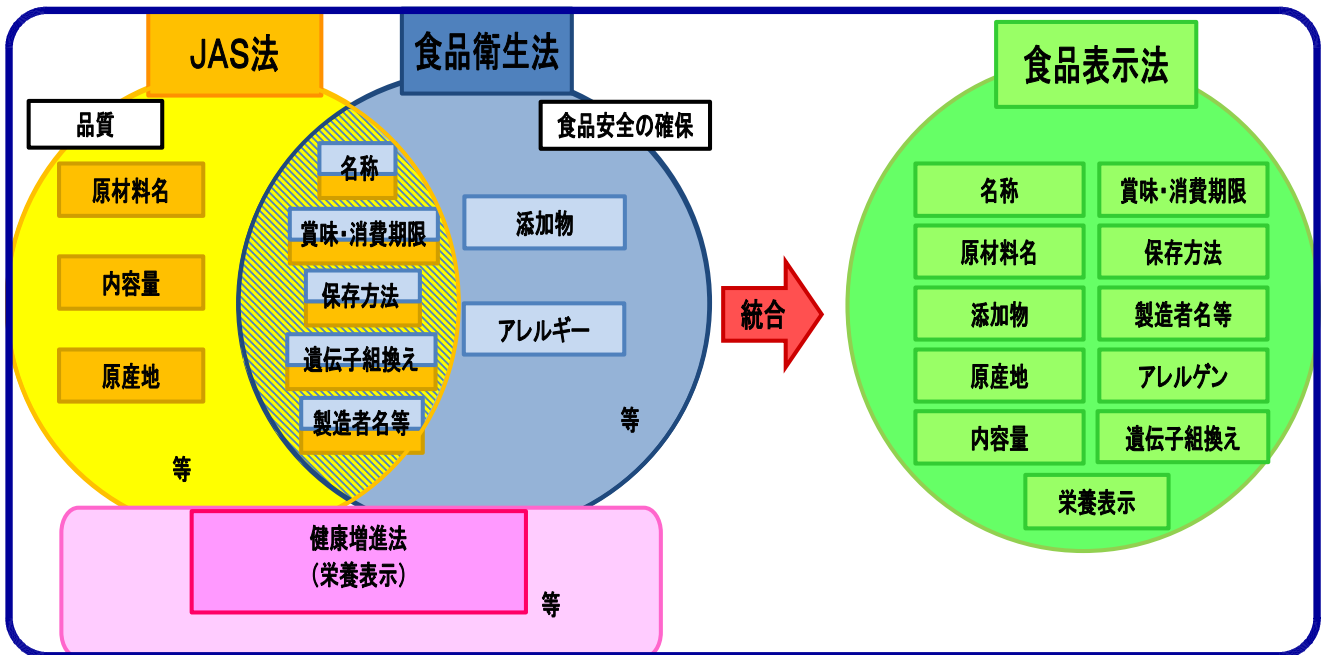
国は、上記検討会からの報告書を受け、平成25年6月、「食品表示法」を制定し、本法は、平成27年4月1日より施行されています。

食品表示法第4条に基づく「食品表示基準」(内閣府令第10号)が平成27年3月20日に公布され、これまでの58の食品基準が、1つの基準に統合されました。

(基準の概要)

- ① 食品の分類を、「加工食品」、「生鮮食品」、「添加物」の3つに区分して、それぞれの分類ごとに、食品関連事業者等が表示すべき事項を規定しています。
- ② 表示すべき事項としては、従前どおり、名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限又は賞味期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地、内容量等が規定されています。

新たな食品表示制度（平成27年4月1日より施行）



※このほか、景品表示法（虚偽、誇大な表示の禁止）、不正競争防止法（不正な競争の防止）、計量法（適正な計量の実施を確保）なども食品表示に関係します。

（出典：消費者庁ホームページ、いわき市保健所ホームページ）

⑤ 表示等適正化事業

[消費生活課]

景品表示法に基づき、被疑事案について、調査、指導を行い、不当景品類・不当表示を防止します。

⑥ 表示制度の徹底、相談・普及

[健康増進課]

健康増進法に係る栄養表示基準、特別用途食品、いわゆる健康食品の表示等について適正なものとするため、食品営業者（製造者や販売者、広告を行う者等）を対象とした相談・指導、講習会等における普及を行います。

特別用途食品とは？

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者などの発育、健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示するものです。特別用途食品として食品を販売するには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

特別用途食品には、病者用食品、妊産婦・授乳婦用粉乳、乳児用調製粉乳及びえん下困難者用食品があります。

表示の許可に当たっては、許可基準があるものについてはその適合性を審査し、許可基準のないものについては個別に評価を行っています。健康増進法に基づく「特別の用途に適する旨の表示」の許可には、特定保健用食品（食生活において、特定の保健の目的で摂取するものに対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をする食品）も含まれます。



(4) 食の安全を確保するための検査体制の充実

食品検査施設等における検査の精度管理の徹底を図るとともに、生産、製造・加工、流通・販売段階及び学校や社会福祉施設における消費段階において、幅広く食品の検査を行い、違反食品の排除を図るなど、食品の安全性を確保します。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ 福島県試験検査精度管理における検査値の逸脱施設数	2件(26年度実績)	⇒ 0件
○ 食品衛生法上の不良食品発生件数(規格基準違反件数)	9件(26年度実績)	⇒ 4件以下

【具体的な取組み】

① 福島県試験検査精度管理

[薬務課]

県内の検査機関の検査精度の確保を図る目的で精度管理事業を実施するとともに、食品及び細菌項目参加機関における検査結果の信頼性の確保を図ります。

② 食品検査GLPの実施

[薬務課]

衛生研究所の検査結果の信頼性を確保するため、毎年度、外部精度管理事業に参加し、検査精度の維持向上に努めます。

GLPとは？

GLP（ジーエルピー：Good Laboratory Practice（試験検査の業務管理）とは、検査施設ごとに検査の作業手順や記録方法などについて具体的に管理する基準を定め、それに基づき作業が適正に行われているかどうかを、検査の業務に関わらない第三者が確認し、検査結果の信頼性を確保するシステムのことです。

③ 学校給食の自主点検の実施

[健康教育課]

「学校給食衛生管理基準」に基づき、学校給食施設で調理加工された食品について、細菌等の検査を実施し、食中毒の防止を図ります。

④ 学校給食食材の定期点検

[健康教育課]

「学校給食衛生管理基準」に基づき、給食用食材の点検を実施し、食中毒の防止を図ります。

⑤ 食品の病原微生物・有害化学物質の検査

[食品生活衛生課・中核市]

畜産食品における食中毒菌等の病原微生物、水産食品におけるウイルス、貝毒、腸炎ピブリオ等、県産米のカドミウムの検査を実施し、不良食品の排除に努めます。

⑥ 畜水産食品中の抗生物質等モニタリング検査

[食品生活衛生課・中核市]

食肉、卵、牛肉、魚介類等の畜水産物について、残留抗生物質等のモニタリング検査を実施し、不良食品の排除に努めます。

⑦ 食品中の残留農薬検査 [食品生活衛生課・中核市]

県内に流通する県内・県外及び輸入農産物における農薬の残留度を測定し、その使用実態を把握し、不良食品の排除に努めます。

⑧ 食品添加物の適正使用取締り [食品生活衛生課・中核市]

使用頻度の高い食品添加物を重点的に検査し、不良食品を排除するとともに、製造者等に対し適正使用の指導を行い、不良食品の流通を未然に防止します。

⑨ 食品等の腸管出血性大腸菌汚染実態調査 [食品生活衛生課・中核市]

食品の汚染実態を調査し、汚染食品の提供販売を防止し、食中毒の未然発生防止に努めます。

⑩ 遺伝子組換え食品の検査 [食品生活衛生課]

遺伝子組み換え食品については、平成13年4月より安全性審査が法的に義務付けられ、使用の有無を消費者に明らかにするため、表示も義務化された。これに伴い、県内流通食品のモニタリング検査を実施し、違反食品の流通防止に努めます。

遺伝子組換え食品とは？

遺伝子組換え食品とは、細菌等の遺伝子の一部を切り取り、その構成要素の並び方を変え、もとの生物の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術を遺伝子組換え技術といい、この技術を応用して害虫や病気に強いなど、品種改良した農産物又はそれを原料とした食品のことです。

遺伝子組換え食品に関しては、平成13年4月から安全性審査と表示が義務付けられています。これまで厚生労働省によって安全性審査を経たものとしては、トウモロコシ、なたね、ジャガイモなどの農作物7作物と、キモシン、 α -アミラーゼなどの食品添加物6品目があります。



(厚生労働省パンフレット)

⑪ 食肉衛生検査 [食品生活衛生課・郡山市]

と畜検査及び食鳥検査を実施し、違反食肉等の流通販売を防止するため、検査員が、牛、馬、豚、めん羊、山羊及び食鳥の生体検査、解体検査、内臓検査等を実施します。

⑫ と畜場における病原微生物等モニタリング検査 [食品生活衛生課・郡山市]

と畜場で処理される食肉について腸管出血性大腸菌0157、サルモネラ等のモニタリング検査を実施し、汚染状況を把握し、汚染食肉を排除します。

と畜場とは？

と畜場とは、と畜場法で定義する獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)を食用に供する目的でとさつし、又は解体するために設置された施設をいいます。

⑬ TSEスクリーニング検査

[食品生活衛生課・郡山市]

食肉の安全性を確保するため、と畜場に搬入される牛、めん羊及び山羊について、スクリーニング検査を実施し、異常プリオンの有無を確認し、TSE汚染牛等の流通販売防止を図ります。

TSEとは？

TSEとは、伝達性海綿状脳症(TSE:Transmissible Spongiform Encephalopathy)という、異常化したプリオン(タンパク質)が主に脳に蓄積することによって、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などの中枢神経症状を呈し、死に至る病気です。牛の場合には、BSEと呼ばれています。我が国では、牛のTSEスクリーニング検査(いわゆるBSEスクリーニング検査)は、平成13年10月より、すべての牛を対象に検査が開始されました。その後、厚生労働省は、食品安全委員会のリスク評価を受け、と畜場法施行規則を段階的に改正し、検査の対象となる牛及びめん羊及び山羊について、以下のとおり検査対象月齢を規定しました。

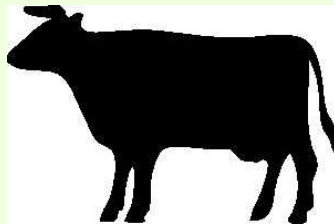
<牛>

- 平成17年8月1日より、生後21ヶ月齢以上が検査対象となる。
- 平成25年4月1日より、生後30ヶ月齢超が検査対象となる。
- 平成25年7月1日より、生後48ヶ月齢超が検査対象となる。

<めん羊及び山羊>

- 平成17年10月1日から、生後12ヶ月齢以上が検査の対象となる。

平成25年4月19日、厚生労働省は、各自治体に対して自主的に実施している牛の全頭検査の一斉見直しを要請し、本県を含めた全国の自治体では、牛のTSEスクリーニング検査を生後48ヶ月齢超として検査を実施しています。



⑭ 食鳥処理場における病原微生物等モニタリング検査

[食品生活衛生課]

鶏肉についてカンピロバクター、サルモネラ等のモニタリング検査を実施し、汚染状況を把握し汚染鶏肉を排除します。

⑮ と畜・食鳥処理場における動物用医薬品等モニタリング検査

[食品生活衛生課・郡山市]

と畜場及び食鳥処理場において処理される食肉及び鶏肉について、動物用医薬品(抗生物質、合成抗菌剤及び内部寄生虫用剤)の残留検査を強化し、食品衛生法に違反する食肉及び食鳥肉を排除します。

(5) 食の安全に関する調査研究の推進

食品の安全確保に向けた技術開発、調査研究等の推進を図るとともに、環境汚染物質等による環境及び食品への影響や汚染実態を把握します。

【具体的な取組み】

① 化学物質発生源の周辺環境調査

[水・大気環境課]

県内の一般環境中への排出量が比較的多い化学物質について、主要な発生源周辺の環境濃度を調査し、事業者の自主的な化学物質の管理及びリスクコミュニケーションへの活用を促進します。

② 化学物質使用量等の実態調査

[水・大気環境課]

化学物質使用事業者（P R T R法届出対象事業者、化学物質適正管理指針対象事業者等）への調査等により、化学物質の適正管理及び使用実態の把握を促進します。

なお、P R T R法に基づき届出された化学物質排出量等を公表します。

PRTRとは？

PRTRは、Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）の略称です。これは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境に排出した量と、廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、年に1回国に届け出ます。

国は、そのデータを集計するとともに、届け出られた排出量以外に家庭や農地、自動車などから環境に排出されている対象化学物質の量を推計して、それらのデータを併せて公表します。PRTRによって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができますようになります。

③ ダイオキシン類の環境モニタリング調査

[水・大気環境課]

大気、水質、土壌等の一般環境中のダイオキシン類濃度を調査し、環境基準等への適合状況を確認します。なお、調査結果については、公表します。

ダイオキシン類とは？

平成11年7月16日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法において、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を含めて“ダイオキシン類”と定義されました。ダイオキシン類の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼ですが、その他に、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなどの様々な発生源があります。

ダイオキシン類は意図的に作られる物質ではなく、実際に環境中や食品に含まれる量は超微量ですので、私たちが日常の生活の中で摂取する量により急性毒性が生じることはないと考えられます。

基本施策2 行政、食品関連事業者及び消費者の情報共有と相互理解を図り、信頼関係を構築し食の安心を実現します。

(1) 食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進

食品による健康被害の情報や食の安全に関する検査の結果など、食品の安全に関する情報について、各種広報媒体を活用して県民へ周知するとともに、消費者及び事業者に対して食品の安全に関わる講習会等を実施して、食の安全に対する意識の普及啓発を推進します。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ 食品営業施設等・家庭における食中毒発生件数 (うち、毒きのこ等による食中毒発生件数)	20件(26年度実績) (2件(26年度実績))	⇒ 10件以下 (0件以下)
○ 講習会等で実施するアンケート調査において「食の安全・安心が確保されている」と回答した割合	63.2% (26年度実績)	⇒ 平成26年度以上

【具体的な取組み】

① 消費者への教育

[消費生活課]

消費者被害等の未然防止を図るため、ビデオの貸出やテレビ・ラジオによる広報により、消費生活に必要な知識・情報を提供します。

② 消費生活苦情処理体制の整備

[消費生活課]

消費生活全般に関わる消費者からの苦情や消費者被害等に関する相談を受け、助言・あっせんを行います。(食品安全に関する苦情等については、相談内容に応じて適切な関係機関を紹介します。)

③ わかりやすい表示の相談・普及

[健康増進課]

健康増進法に係る栄養表示基準、特別用途食品、いわゆる健康食品の表示等について、消費者に正しい情報提供をすることで、食品選択に活用されるよう、相談や講習会等における普及を行います。

④ 山菜・きのこによる食中毒防止等の啓発活動

[林業振興課]

放射性物質検査により出荷等が制限されている山菜・きのこに関する情報提供や山菜・きのこによる食中毒防止のため、県内直売所や県民を対象に関係機関を通じた注意喚起や県ホームページなどによる普及啓発を行います。

⑤ ファックスネットワーク事業

[郡山市]

登録している食品関連事業者に対し、ファクシミリを利用して迅速かつ効率的に食品衛生情報の提供を行います。

⑥ 食品衛生ミニ情報事業

[郡山市]

市内のスーパーマーケット等の食品販売事業者の協力を得て、当該事業者の作成する新聞折り込み広告チラシに、食品衛生に関する情報を掲載します。

⑦ 食中毒防止ポスターコンクール及びカレンダーの作成配布

[郡山市]

市内の小学生を対象にポスターコンクールを実施するとともに、最優秀作品を採用して翌年のカレンダーを作成し、関係施設に配布します。

⑧ 食品衛生講習会の実施

[食品生活衛生課・中核市]

食品営業施設や集団給食施設等における営業者（設置者）や従事者を対象として、衛生的な食品の取扱い等の食品衛生の知識の普及を目的として講習会を開催します。

また、これらの施設における食品衛生責任者の養成又は再教育を目的とした食品衛生責任者養成（再教育）講習会を開催します。

さらに、一般消費者、食品関係事業者（団体）及び小・中学校等の教育機関からの依頼に基づき、各保健所や食肉衛生検査所の職員が出張し衛生講習会（出前講座）を行います。

食品衛生管理者 と 食品衛生責任者について！

<食品衛生管理者>

食品衛生法に基づき、食品営業者は、特に衛生上の考慮を必要とする食品や添加物の製造・加工施設（食肉製品製造業、添加物製造業など）に食品衛生管理者を設置することが義務づけられています。食品衛生管理者は、一定の資格要件が必要です。

食品衛生管理者は、食品等の製造・加工施設が衛生的に行われるよう施設における衛生管理や従事者の監督のほか、営業者に対し必要な意見を述べることを求められています。

<食品衛生責任者>

食品営業者は、施設（上記の食品衛生管理者の設置を義務付けている施設を除く）又はその部門ごとに、当該食品取扱者及び関係者のうちから、食品衛生に関する責任者を定めることとされています。この責任者を食品衛生責任者といいます。食品衛生責任者は、調理師等の有資格者の他、食品衛生責任者養成講習会での所定の課程を修了した者になることができ、営業者に対し公衆衛生上の助言や勧告を行うとともに、食品関係法令に違反しないよう従業員を監督する役割を有しています。

(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進

食の安全・安心について、行政、食品関連事業者及び消費者の相互理解を図るため、情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を行います。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ 食品営業施設等・家庭における食中毒発生件数（再掲）	20件（26年度実績）	⇒ 10件以下
○ 講習会等で実施するアンケート調査において「食の安全・安心が確保されている」と回答した割合（再掲）	63.2%（26年度実績）	⇒ 平成26年度以上

【具体的な取組み】

① 食の安全・安心に関わる消費者・事業者・行政の懇談会の開催

[食品生活衛生課]

食中毒発生の危険性の高い夏季に、各保健所が、食中毒防止対策、食品衛生思想の普及啓発を目的として、消費者及び食品関連事業者と食品衛生に関わる懇談会を開催します。

② 郡山市食育推進協議会における情報、意見交換

[郡山市]

関係者相互の理解を深め、食の安全確保の推進を図るため、消費者、生産者、製造者、販売者及び学識経験者による情報、意見交換を行います。

③ 食の安全に関するフォーラム等の開催

[いわき市]

食品の安全確保について、専門的かつ幅広い視野にたった基調講演、消費者、生産者、食品関連事業者及び行政による意見交換を行います。

④ ～食のこども探検隊～（一日食品衛生監視員体験）の開催

[いわき市]

小学校高学年の児童を対象に、一日食品衛生監視員としてスーパーマーケットでの食品の取扱いや、食品を扱う人がどのような視点で食品を提供しているのかという点を確認してもらいながら、食品衛生に関する知識や食品に対する関心を高めてもらうことを目的とする。

また、同時に食品衛生の基本である「衛生的な手洗い」を身につけてもらうことにより、家庭における食品衛生の向上に繋げる。

⑤ ジュニア食品安全ゼミナール

[郡山市]

食品の安全性について興味を持ち、冷静に判断する目を育んでもらうため、中学生を対象にグループ対抗のクイズや意見交換を内閣府食品安全委員会と共催で行います。

リスクコミュニケーションとは？

「リスク」とは、人への健康障害を与える危険性のことです。食品のリスクは、食べ物を食べることによって、人の健康に悪影響が起きる可能性とその程度（健康への悪影響が発生する確率とその影響の程度）です。ここでいう「リスクコミュニケーション」とは、消費者、生産者、食品関連事業者などの関係者がそれぞれの立場から情報や意見を交換することです。リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識が深められ、関係者間の相互理解につながることを期待されます。

食の安全・安心を確保するためには、食品を供給する食品関連事業者、食品を購入する消費者及び食品のリスク管理を行う行政が相互に情報を共有し、信頼関係を築いていくことが必要です。

(3) 食の安全に関する県民の意見の施策への反映

食の安全・安心は、行政による施策の実施だけでは達成できないことから、広く県民の意見を施策に反映させるため、ふくしま食の安全安心推進懇談会や県民からの意見提案など、県民のニーズの把握に努めます。

【具体的な取組み】

① ふくしま食の安全・安心推進懇談会の開催

[ふくしま食の安全・安心推進会議（関係各課・中核市）]

生産から流通、消費に至る食品の安全確保に関する情報及び意見の交換、検討を行い相互理解を図るとともに、食の安全・安心の確保を推進するため、消費者、生産者・製造者、流通業者、学識経験者及び行政との情報及び意見の交換を行います。

ふくしま食の安全・安心推進会議とは？

平成23年3月の東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の発生により、食品の放射性物質汚染問題など食品をとりまく状況が大きく変化していることから、平成24年度より、これまでの「福島県食品安全推進会議」（平成14年度設置）の名称を「ふくしま食の安全・安心推進会議」と改め、県民の健康保護を最優先に、食品の安全の確保と食の安心を実現するため、「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」に基づき、「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」の進行管理などを実施していくこととしています。

ふくしま食の安全・安心推進懇談会の役割について

ふくしま食の安全・安心懇談会では、消費者委員、生産者・製造者・流通業者委員及び学識経験者委員により、県が策定する「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」や「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」などの施策や食の安全・安心に係る情報等に関して意見交換や検討をいただくこととしています。

(4) 食育の推進

県民一人一人が、自らの「食」を見直し、望ましい食生活を実践し、生涯にわたる健康の保持増進と豊かな人間性をはぐくむことができるように、家庭、学校、地域が一体となって食育を推進するとともに、健康に配慮した食事を提供する施設の増加等、食環境整備を推進します。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ 食育推進計画を作成している市町村の割合	79.7% (26年度実績)	⇒ 平成26年度以上
○ 福島県食育応援企業団の登録数	15社 (26年度実績)	⇒ 平成26年度以上

【具体的な取組み】

① 市町村食育推進計画作成の促進

[健康増進課]

食育基本法・食育基本計画及び第三次福島県食育推進計画に基づき、福島県民が生涯にわたって安全・安心で健やかに暮らせるための食育を推進するため、事業の実施主体となる市町村における計画の作成を推進します。

② 健康に配慮した食環境整備の推進

[健康増進課]

健康増進法・食育基本法に基づき、福島県民が生涯にわたって安全・安心で健やかに暮らせるように、健康に配慮した食環境整備を推進します。

第三次福島県食育推進計画について

(計画の期間:平成27年度～平成32年度)

○ 基本目標

『食を通して ふくしまの 未来を担う 人を育てる』
～家庭、学校、地域が一体となった食育の推進～

○ 基本施策

【基本施策1】 健康な心と身体を育む食育の推進

めざす姿:家庭や学校、地域が一体となって、「健康な心と身体」を育むための食育を推進します。

【基本施策2】 食と農の連携や食文化の継承を通じた食育の推進

めざす姿:農林水産業や食産業等の体験や交流を通じて食文化を継承するなど、「豊かな心」を育むための食育を推進します。

【基本施策3】 食の安全・安心を重視した食育の推進

めざす姿:東日本大震災や原発事故の経験を踏まえ、食の安全・安心に向けた判断力や行動力を促進するなど、「強く生きる力」を育むための食育を推進します。

基本施策3 食品中の放射性物質対策に取り組み、 より一層の食の安全・安心を確保します。



(1) 安全な食品の生産に向けた放射性物質対策

食品の安全性を確保するため、生産者や製造加工者自らが放射性物質に関する理解を深め、自主的に取り組むことが必要であることから、放射性物質対策を含めた農林水産物の栽培管理に関する技術の普及、指導や加工食品の製造・加工工程における安全管理に関する監視、指導を行い、安全な食品の生産と供給に努めます。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ 食品衛生法における放射性物質の基準値を超過して出荷、流通販売された食品の件数 <食品衛生法上の違反食品件数>	0件(26年度実績)	⇒ 0件

【具体的な取組み】

① 食の安全・安心の推進（GAPの推進）《再掲》 [環境保全農業課]

生産段階における県農産物の安全を確保するため、これまでに県内産地に導入したGAP（農業生産工程管理）をもとに、新たに放射性物質を管理項目として加え、県版GAP推進マニュアルの見直しを進めるとともに、これらの普及に努めます。



② 安全・安心きのこ栽培の推進《再掲》 [林業振興課]

本県のきのこ生産者を対象に、県が市町村及び関係団体と協力して「福島県安心きのこ栽培マニュアル」に基づく栽培方法の指導を実施します。このマニュアルは、より安心なきのこを求める消費者の要望を応えるため、農薬等を一切使用しない栽培方法を基本とした栽培マニュアルであり、併せてGAP（農業生産工程管理）の実践にもつながる内容となっているもので、平成24年度に放射性物質対策を盛り込んだ改訂版を作成しました。

このマニュアルに基づく栽培方法を普及指導することで、安全なきのこの生産と供給を促進します。



③ ふくしまの恵み安全・安心推進事業

[環境保全農業課、農産物流通課、水田畑作課、園芸課]

これまで農産物の安全性を確保するため県内産地が取り組んできたGAP（農業生産工程管理）やトレーサビリティを基礎として、関係者一体となって、放射性物質の検査を含めた新たな安全管理体制の構築を進めます。

また、ふくしまの恵み安全対策協議会（関係者団体及び県を構成員として平成24年5月に設立）が運営する放射性物質検査結果等の情報公開システム「ふくしまの恵み農産物安全管理システム」により、消費段階での安全性の「見える化」を推進するなど、県内産地の安全性確保の取組みへの理解促進を図ります。

トレーサビリティとは？

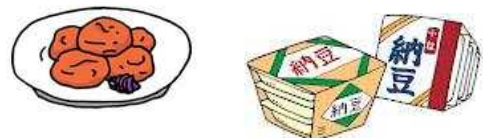
トレーサビリティ（traceability）とは、物品の流通経路を生産段階から最終消費段階、或いは廃棄段階まで追跡が可能な状態をいいます。日本ではBSE問題から牛肉に、事故米穀問題から米・米加工品にトレーサビリティが義務化されました。



④ 食品製造施設の監視・指導《再掲》

[食品生活衛生課・中核市]

食品の製造・加工を行う施設を監視し、食品衛生法上の放射性物質の基準値を超過した食品が市場等へ出荷、流通されないよう、営業者等に対して、原材料の自主検査の実施や納入業者からの検査成績書の徴収など原材料の安全性の確認に努めるとともに、製造・加工工程由来の放射性物質汚染を防止するため、乾燥加工等による放射性物質の濃縮率を踏まえた食品の製造・加工及び製造・加工場所や器具機材等の自主的な安全管理の実施について助言、指導を行っていきます。



(2) 食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信

食の安全・安心を確保するため、生産、製造・加工、流通、消費の各段階において食品中の放射性物質の検査を積極的に実施して、安全な食品の出荷、流通等を図るとともに、測定結果を迅速に情報発信して県民の健康保護に努めます。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ 食品衛生法における放射性物質の基準値を超過して出荷、流通販売された食品の件数 <食品衛生法上の違反食品件数> (再掲)	0件(26年度実績)	⇒ 0件

【具体的な取組み】

① 農林水産物等緊急時モニタリング事業

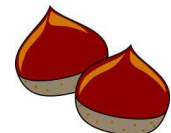
[環境保全農業課、水田畑作課、園芸課、畜産課、水産課、林業振興課]

農林水産物等の安全性の確保に向け、緊急時モニタリング検査を市町村や関係団体と連携して実施するとともに、その結果を消費者、流通業者に迅速かつ的確に公表します。

緊急時モニタリングとは？

原子力発電所等に異常状態が生じ、放射性物質の大量放出が生ずるか又はそのおそれのある場合には、「災害対策基本法」及び「原子力災害特別措置法」に基づき、国、地方公共団体及び原子力事業者は、それぞれの防災計画に従い所要の防護対策を講ずることとされています。

この防災対策の一環として、国の原子力安全委員会は、「原子力施設等の防災対策について」(平成12年5月一部改正。以下「防災指針」という。)及び「防災指針」に基づき、「緊急時環境放射線モニタリング指針」(平成12年8月一部改正)を示し、これらの指針により、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るため、緊急時における環境放射線モニタリングが実施されます。このモニタリングを「緊急時環境放射線モニタリング」又は単に「緊急時モニタリング」といいます。



② 米の放射性物質全量全袋検査

[水田畑作課]

食品衛生法上の基準値を超過する米が出荷、販売されることがないように、県内で生産される全ての米を対象に、放射性物質検査を実施し、検査結果を速やかに公表します。

県は、検査が適正に行われるよう、検査の主体である地域協議会等（市町村や関係機関・団体、集荷業者等で構成する協議会）の実施体制の整備支援や検査業務管理を行うとともに、ふくしまの恵み安全対策協議会と連携して、速やかに結果を公表します。



全量全袋検査の対象と方法

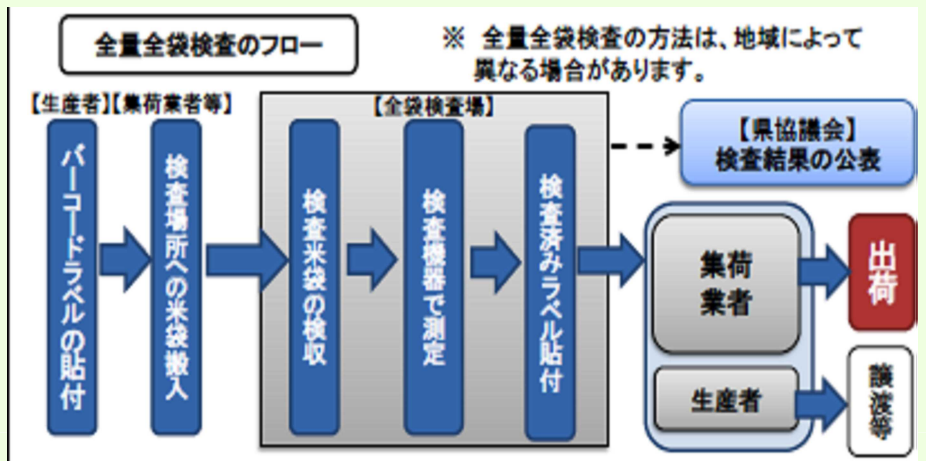
- 全量全袋検査は、出荷販売する米をはじめ、消費者に直接販売する米や飯米、縁故米など全ての米が対象です。
- 米袋には、それぞれ個別の番号が付けられたバーコードラベル(図1)を貼付しています。
- 米を集荷した事業者又は生産者は、バーコードラベルを貼付した米袋を全袋検査場に持ち込み、検査を受けます。
- 検査の結果、基準値以下であることを確認した米袋には、検査済ラベル(図2)が貼付され、出荷が可能となります。



図1:バーコードラベル



図2:検査済みラベル



③ 肉用牛の放射性物質全頭検査

[畜産課]

牛肉の放射性物質検査については、県内及び県外でと畜される全ての肉用牛について、市場流通する前の段階において実施しています。県内と畜については、郡山市にある株式会社福島県食肉流通センターで全頭実施されていることから、当該センターの協力を得て、サンプリングを実施した後、県農業総合センターにおいて放射性物質検査を実施しています。

また、県外と畜については、各と畜場や食肉卸会社等の協力を得て、サンプリングを実施し、各と畜場の分析機関や福島県が指定する分析機関等において、放射性物質検査を実施しています。

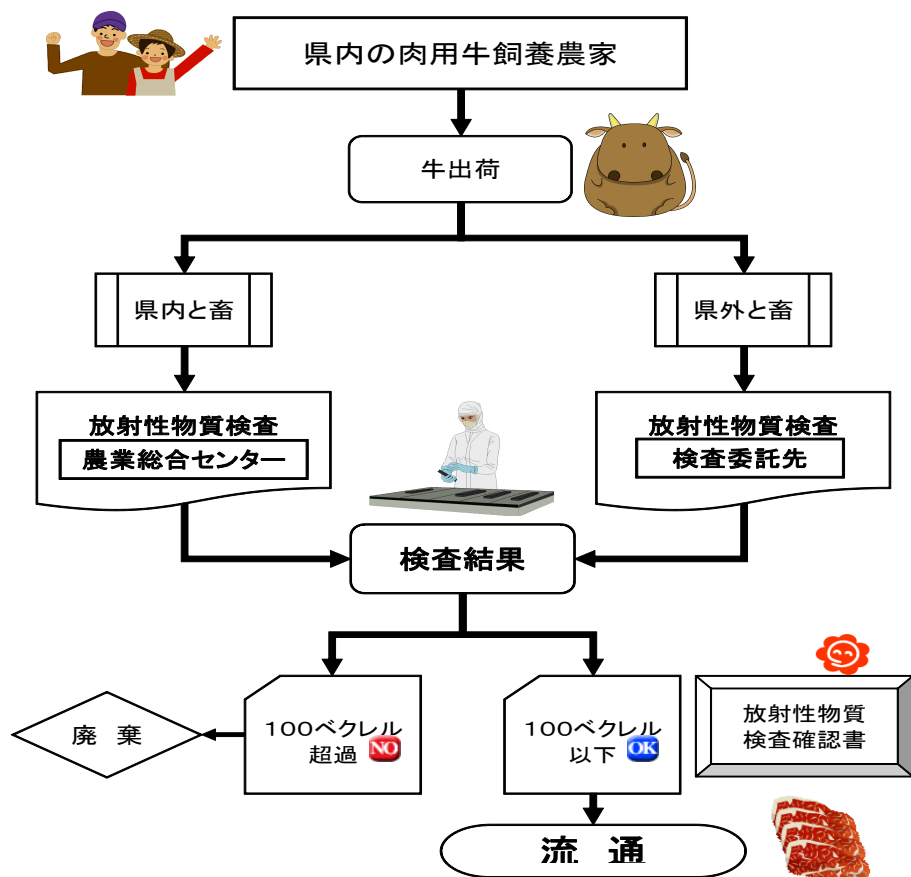
県内と畜・県外と畜いずれの場合においても、検査結果が判明するまでは、流通をストップし、万一、食品衛生法上の基準値を超えたものについては、全て廃棄処分とすることで、基準値を超える牛肉が市場に出回らないようにし、健康被害等の防止に努めています。

なお、検査結果は、速やかに報道機関へ情報提供するとともに、県のホームページにも掲載しています。

肉用牛の放射性物質全頭検査の方法

- 福島県内から出荷する牛全頭が対象です。
- 出荷前に飼養管理が適正であると確認できた生産者のみ出荷できます。
- 検査の結果、基準値以下の牛肉にのみ「放射性物質検査確認書」が発行され、市場流通されます。

肉用牛の全頭検査体制



④ 豚肉等の放射性物質検査（出荷前の行政検査）

[郡山市]

市内と畜場において処理された豚、馬、めん羊等の各食肉（牛肉を除く）について、放射性物質検査を実施し、食品衛生法上の基準値を超過した食肉の流通を未然に防ぎ、食肉の安全・安心を確保します。

また、検査結果は速やかに郡山市Webサイトにて公表します。

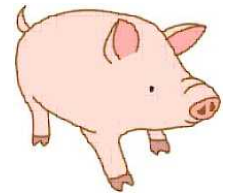
放射性物質検査の方法

○出荷場所を問わずと畜場において処理された全生産者の各食肉が対象です。

○豚肉の場合は1農家最大5頭分を抽出し、豚肉以外の場合は全頭を郡山市食肉衛生検査所でNaIシンチレーション検出器を用いてスクリーニング検査を実施します。

○スクリーニング検査結果が50ベクレル/kg以上の場合は、郡山市保健所でゲルマニウム半導体検出器を用いて精密な検査を実施します。

○検査結果が100ベクレル/kg以下の食肉のみ流通されます。



⑤ 野生動物の放射性物質モニタリング調査事業

[自然保護課]

県内で捕獲された野生鳥獣の肉の放射性物質検査については、一般社団法人福島県猟友会に検体の採取、民間業者に検体のトリミングを委託して実施しています。調査を継続して実施することで、狩猟関係者をはじめ県民の生活環境の安全・安心を確保しています。

なお、検査結果は、速やかに報道機関へ情報提供するとともに、県のホームページにも掲載しています。



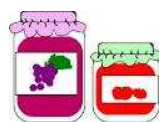
⑥ 加工食品等の放射性物質検査（出荷前・流通販売段階の行政検査）

[食品生活衛生課・中核市]

加工食品の放射性物質検査については、県内のすべての保健所により、県内産農林水産物を原材料として製造・加工された食品を中心に、市場等へ出荷される前又は流通段階において検査を実施しています。

これまでの検査結果を踏まえ、放射性物質濃度の高かった乾燥きのこ類（乾しいたけ、乾燥きくらげ）、乾燥果実（あんぼ柿、干し柿等）、乾燥野菜（切り干し大根、いもがら等）の他、菓子類、漬物、そうざいや清涼飲料水など多種にわたる製造・加工品の放射性物質検査を実施し、食品衛生法上の基準値又は暫定規制値を超過した違反食品が市場等へ出回らないようにするとともに、市場等に流通する食品の安全性を確認することで、県民みなさんの健康被害を未然に防止することに努めています。

なお、検査結果は、速やかに報道機関へ情報提供するとともに、県のホームページにも掲載しています。



<ゲルマニウム半導体検出器>

⑦ 加工食品の放射能測定事業（事業者の自主検査）

[産業創出課]

県内の食品製造業における風評被害対策として、ハイテクプラザ及びハイテクプラザ会津若松技術支援センターにおいて、県内の食品加工業者を対象とした加工食品の放射性物質の検査を行い、検査に伴う事業者の負担軽減と検査の迅速化、検査頻度の向上を図るとともに、流通上の不安を払拭します。



⑧ 商工業者のための放射能検査支援事業（事業者の自主検査）

[産業創出課]

県内食品製造業者が身近で放射性物質検査を実施することができるよう、全県的な検査体制を構築するため、県内の10商工会議所と26商工会に簡易放射性物質測定器を配置し検査体制を維持するための補助を行い、風評被害の払拭と消費者への安全・安心を提供します。

⑨ 自家消費野菜等放射能検査事業

[消費生活課]

食品の安全・安心を確保するため、住民に身近な公共施設等に自家消費野菜、野生の山菜・きのこ類及び飲用の井戸水・湧き水の放射性物質を分析するための放射能簡易分析装置を整備し、無料で検査を行います。

検査は県（消費生活センター）及び各市町村が主体となり、検査窓口に住民から試料（検体）を持ち込んでもらうことにより実施します。

検査結果については、各実施主体のホームページ等において公表します。

また、正確な検査結果を確保するため、検査の精度管理・操作員研修を行います。



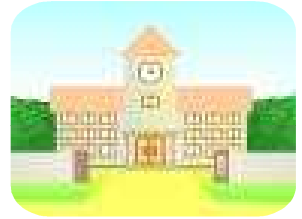
<NaIシンチレーションスペクトロメーター>

⑩ 学校給食用食材の放射性物質検査

[健康教育課]

児童生徒の安全・安心を確保するため、市町村及び県立学校の学校給食用食材の放射性物質について検査を行います。

県は検査を実施する市町村に対し放射性物質検査機器に係る校正費用を補助します。



⑪ 学校給食放射性物質モニタリング事業

[健康教育課]

児童生徒等のより一層の安全・安心を確保する観点から、学校給食における放射性物質の有無や量について把握するため、希望する市町村の学校給食一食全体について事後検査を行います。

県は検査機関と委託契約を結び希望する市町村及び県立学校の給食を検査し、市町村に試料代を支払います。

なお、本事業の実施に当たっては、関係機関と連携・協力するとともに、検査結果を公表するなどの取組を併せて行います。



⑫ 日常食の放射性物質モニタリング調査

[放射線監視室]

県内7方部において、一般家庭の日々の食事（日常食）に含まれる放射性物質の濃度を調査し、県民の内部被ばく線量を推定・評価するための基礎資料を得ることにより、県民の安全・安心を確保します。

具体的には、家庭で調理した1日分の食事（朝・昼・夕及び間食）すべてを1食分余分に作ってもらい、それをビニール袋に入れて返送してもらいます。それらをよく混合した後、ゲルマニウム半導体検出器を使用して測定を実施します。

また、一部の検体については、放射化学分析により、放射性ストロンチウム濃度を測定します。

なお、本事業の実施に当たっては、関係機関と連携・協力するとともに、調査結果を公表するなどの取り組みを併せて行います。



生産・流通・消費の各段階における様々な取組

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出により農産物等から放射性物質が相次いで検出されるなど、本県における食の安全・安心が根底から脅かされる事態となりました。

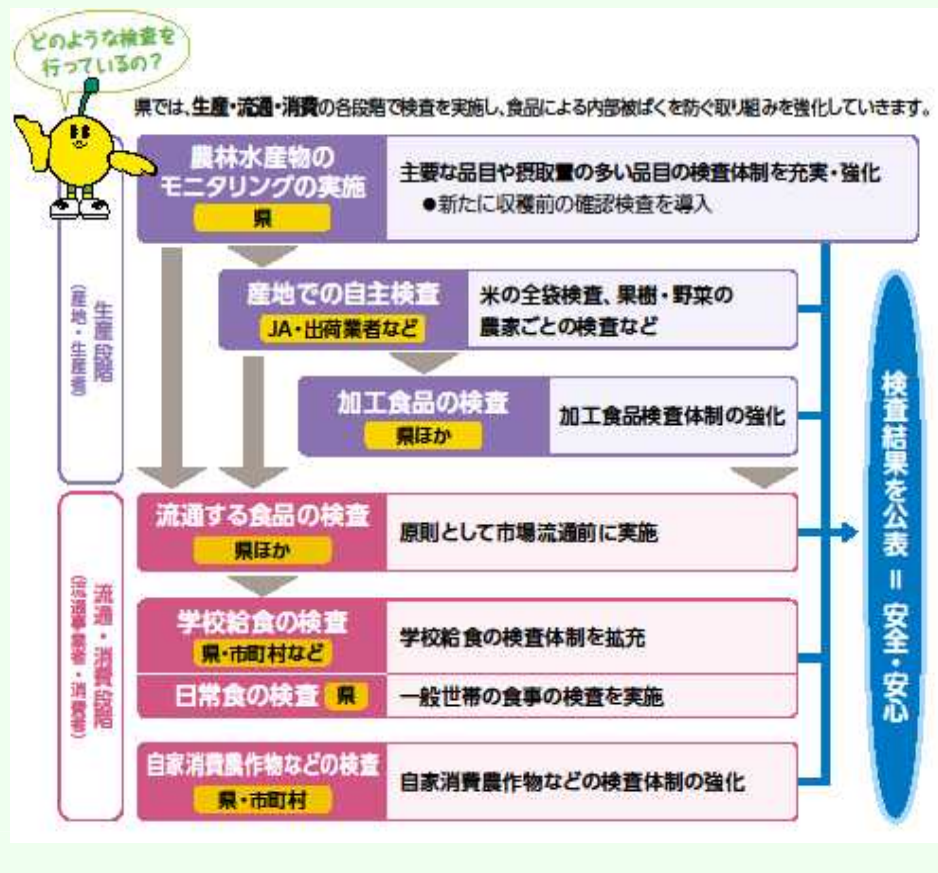
そのため、生産・流通・消費の各段階において、県民一丸となった様々な取組がなされてきました。

生産段階においては、土壌反転耕やゼオライト等の散布、粗皮削りや高圧洗浄機による除染など、生産者等のご努力により様々な対策が講じられてきました。

また、モニタリング検査や自主検査等により、暫定規制値や基準値を超過した食品の流通を防止しています。

流通・消費段階においては、流通食品の検査や学校給食等における食材の検査のほか、学校給食まるごと検査や日常食の検査など、県、市町村、民間団体など県内の様々な機関により、食の安全・安心を確保するための検査が行われています。

さらに、自家消費食品を簡易分析するための検査体制も全市町村で整備されるなど、食の安全・安心を確保する取組がなされています。



(3) 飲用水の放射性物質検査と測定結果の情報発信

水道水や飲用井戸水等の放射性物質検査を積極的に実施するとともに、測定結果を迅速に情報発信して、飲用水の安全と安心を確保します。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ 水道水・飲用井戸水における放射性物質の管理目標値を超過した件数	0件(26年度実績)	⇒ 0件

【具体的な取組み】

① 水道水の放射性物質モニタリング検査

[食品生活衛生課]

「福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」に基づき、水道（用水供給）事業者の協力のもと、県内全ての水道水を対象とした放射性物質のモニタリング検査を実施し、安全性の確認に努めています。



なお、検査結果は、報道機関へ情報提供するとともに、県ホームページに掲載しています。

② 飲用井戸水等の放射性物質モニタリング検査

[食品生活衛生課・中核市]

警戒区域や計画的避難区域等における井戸や湧水等を水源とする水道水以外の飲料水について、定期的な放射性物質のモニタリング検査を実施し、安全性の確認を行うとともに、検査結果について県ホームページ等を活用し情報の提供に努めます。



(4) 食品中の放射性物質対策に伴う情報共有と リスクコミュニケーションの促進

放射性物質対策に関する最新情報を提供するとともに、放射性物質についての正しい知識の普及を図り、放射性物質に関する県民の疑問や不安解消に努めます。

【具体的な取組み】

① 食の安全・安心アカデミーの開催

[消費生活課]

県が主体となり、一般消費者を対象とした放射能の正しい知識についてシンポジウム形式での説明を通して、放射能に関する理解に努めます。



② 食品等の放射能に関する説明会（リスクコミュニケーション）

[消費生活課]

県は、市町村等とともに、一般消費者を対象とした放射能の正しい知識について学習していただくための説明会を開催します。説明会では、市町村の要望に応じて放射能簡易検査の実演を行うことにより、放射能に関する理解の促進に努めます。



③ ふくしまの恵み安全・安心推進事業 《再掲》

[環境保全農業課、農産物流通課、水田畑作課、園芸課]

これまで農産物の安全性を確保するため県内産地が取り組んできたGAP（農業生産工程管理）やトレーサビリティを基礎として、関係者一体となって、放射性物質の検査を含めた新たな安全管理体制の構築を進めます。

また、ふくしまの恵み安全対策協議会（関係者団体及び県を構成員として平成24年5月に設立）が運営する放射性物質検査結果等の情報公開システム「ふくしまの恵み農産物安全管理システム」により、消費段階での安全性の「見える化」を推進するなど、県内産地の安全性確保の取組みへの理解促進を図ります。



④ 飲用井戸水等の安全利用のための普及啓発

[食品生活衛生課]

飲用井戸水等の使用に当たっての放射性物質対策に関する内容や、住民帰還後の飲用井戸水等の使用再開に向けた留意事項等を記載したパンフレットを作成するなど、安全な井戸の使用に向けた情報の提供と普及啓発を図ります。



⑤ 「ふくしま新発売。」農林水産物モニタリング情報

[農産物流通課・食品生活衛生課]

県産農林水産物について、県がこれまでに実施したすべての放射性物質モニタリング検査の結果等を、品目別、地域別、地図などの多彩な項目から簡単に検索してご覧いただけるシステムを導入して、福島県のホームページに掲載しています。

また、平成24年8月より、加工食品の検査結果についても、ご覧頂けるようになりました。

なお、英語による検索にも対応しています。

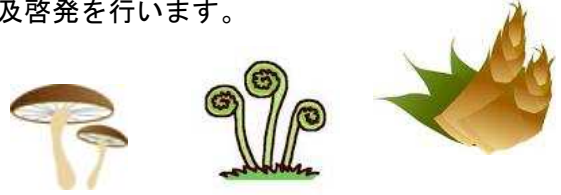
ふくしま新発売。

新たな未来へ向けて再生し始めている福島を
全国の皆様に伝えていきます。

⑥ 山菜・きのこによる食中毒防止等の啓発活動《再掲》

[林業振興課]

放射性物質検査により出荷等が制限されている山菜・きのこに関する情報提供や山菜・きのこによる食中毒防止のため、県内直売所や県民を対象に関係機関を通じた注意喚起や県ホームページなどによる普及啓発を行います。



⑦ 食品衛生講習会の実施《再掲》

[食品生活衛生課・中核市]

食品営業施設や集団給食施設等における営業者（設置者）及び従事者を対象として、放射性物質に関する食品衛生法上の基準値、検査体制や検査結果などについて、正しい知識を習得してもらえるよう、衛生的な食品の取扱い等の食品衛生の知識と併せて、講習会を開催します。

また、これらの施設における食品衛生責任者の養成又は再教育を目的とした食品衛生責任者養成（再教育）講習会や一般消費者、食品関係事業者（団体）からの依頼に基づき、開催される衛生講習会（出前講座）においても上記の放射性物質に関する説明を行います。



⑧ 食の安全・安心に関わる消費者・事業者・行政の懇談会の開催《再掲》

[食品生活衛生課]

食中毒発生の危険性の高い夏季に、各保健所が、食中毒防止対策、食品衛生思想の普及啓発を目的として、消費者及び食品関連事業者と食品衛生に関わる懇談会を開催します。

本懇談会においては、各保健所による放射性物質に関する食品衛生法上の基準値、検査体制及び検査結果などに係る知識・情報の提供、食品関連事業者による安全な食品の製造・加工への取組みの情報提供や消費者からの意見をお聞きするなど、互いに情報と意見の交換を行い、相互理解を図ることをもって、食の安全・安心の確保に努めていきます。



⑨ 食の安全に関するフォーラム等の開催《再掲》

[いわき市]

食品中の放射性物質については、基準値の設定、検査体制の整備、生産現場での対策等が行われていますが、現在も市民の中には、放射性物質からの影響に大きな不安を抱える方々が依然としており、食の安全に関するフォーラム等を開催することにより、食品の安全確保について、専門的かつ幅広い視野に立った基調講演、消費者、生産者、食品事業者及び行政による意見交換等を行い、市民のより一層の理解と安心を得ていただけるよう、放射性物質に関する食の安全・安心に対する不安等の解消や情報の共有化を図ることに努めています。



⑩ ふくしま食の安全・安心推進懇談会の開催《再掲》

[ふくしま食の安全・安心推進会議(関係各課・中核市)]

生産から流通、消費に至る食品の安全確保に関する情報及び意見の交換、検討を行い相互理解を図るとともに、食の安全・安心の確保を推進するため、消費者、生産者・製造者、流通業者、学識経験者及び行政との情報及び意見の交換を行います。



(5) 食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進

食の安全・安心を確保するため、食品中の放射性物質の除去や低減等の技術開発、調査研究等の推進を図ります。

【具体的な取組み】

① 加工食品の放射性物質測定に関する調査

[食品生活衛生課・薬務課]

食品の放射性物質の検査方法については、国から示されていますが、水戻しや熱水により抽出して飲食する加工食品（乾燥野菜、乾燥茶など）の検査法は、これまで一部の食品のみしか示されていないため、これらの加工食品の重量変化率を明確にした検査法の確立に向けて、科学的データを収集し、得られた知見や情報を国、関係機関へ提供していきます。



② 放射性物質除去・低減技術開発事業

[農業振興課]

国と連携して農地の土壌調査を継続的に実施し、放射性物質濃度マップの更新と公表を行うとともに、農地や森林等の除染技術や農林水産物における放射性物質の吸収抑制技術等の開発を行い、得られた知見や情報、対策技術を農林漁業者や関係機関へ提供していきます。



※ 施策の評価について

1 数値目標について

- (1) 成果指標を目標値として設定する。
成果指標は、実施する事業の結果、どのような成果を上げるかを数値化したものであるが、現実とかけ離れた希望的な数値ではなく、現実的な数値を設定する。
- (2) 事業ごとに可能な限り目標値を設定し、当該目標値を各施策の代表的指標として最終年度に評価を行う。
- (3) 基準値については、直近の実績等を踏まえて各指標ごとに設定する。

2 評価の方法について

施策ごとに次の方法により最終年度に評価を行う。

- (1) 代表的な成果指標を設定している施策の評価
代表的な成果指標について、その達成度を3「目標値の達成度の判断基準」に従ってA B Cで評価する。また、施策の進捗状況や今後の方向性などについて各事業の実施状況等により評価する。
- (2) 代表的な成果指標を設定していない施策
施策の進捗状況や今後の方向性などについて各事業の実施状況等により評価する。

3 目標値の達成度の判断基準

- (1) 評価A： 実績値 \geq 目標値
～実績値が、目標値に対して計画どおり又はそれ以上に達成している場合。
- (2) 評価B： 基準値 \leq 実績値 $<$ 目標値
～実績値が、基準値以上であるが、目標値には至らない場合。
- (3) 評価C： 基準値 $>$ 実績値
～実績値が、基準値に比べて下降している場合。

